

秋田市立泉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

【いじめとは？】

- ◇いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものである。
- ◇いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◇いじめは、刑事罰が課されたり損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ◇いじめは、子どもが入れ替わりながら加害も被害も経験する場合がある。
- ◇いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◇いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考えでは解決できない。
- ◇いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題である。
- ◇いじめは、学校・家庭・地域が、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめの解消は？】

- ◇いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ◇いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあるということを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◇真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・学級、学年懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(2) 児童会活動の充実

- ・挨拶を交わすことによって子ども同士の関わり合いが深くなり、学級が明るく元気になったり、子ども同士の優しい言葉が増えたりすることを目的とした児童会主催の「あいさつ運動」を実施します。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、異年齢集団活動、福祉ふれあい学習、校外学習、宿泊学習、修学旅行等の充実を図ります。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(5) いじめ問題について考え、話し合いをする授業の充実

- ・道徳科の授業や学級活動、児童会活動において、いじめ問題について考え話し合うなど、子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるような授業を展開していきます。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。また、いじめの認知にあたっては、けんかしたり、ふざけあったりしている場合や、いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合など、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を積極的に行っていきます。さらに、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに、泉小いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげていきます。

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年2回（6月、11月）の生活アンケートと状況を適切に把握するための面談などを実施します。

(2) 学習ノートを活用

- ・子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。

(3) 二者面談の実施

- ・学級担任が面談をととして、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(5) 「泉小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「泉小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームを作り、組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により、心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「泉小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもの対応をするかなど、役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察していきます。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症のケアを行います。

(3) 広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じて広域カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署、法務局等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を共有します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員（PTA会長を含む）（9名）、PTA副会長により「泉小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じて広域カウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報や学年・学級懇談などを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 学年・学級懇談における説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(2) 校報による情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者や地域の方々と考えるようにします。

(3) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(4) 相談窓口・相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口を紹介します。

7 年間計画

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	職員会議 委員会開催
4 月	子どもを語る会の実施 ※以降、職員会議時に定期的の実施						情報交換会
5 月							情報交換会
6 月	心すっきりアンケートの実施						情報交換会 アンケート実施分析
						修学旅行	
7 月	あいさつ運動（児童会主催）						情報交換会 児童との面談実施
	二者面談（児童面談）						
	二者面談（保護者面談） ※夏休み中						
8 月	子どもを語る会の実施						情報交換会
					まんたらめ 体験学習		
9 月							情報交換会
10 月							情報交換会 泉小さいじめ 対策委員会
11 月	心すっきりアンケートの実施						情報交換会 アンケート実施分析
12 月	二者面談（児童面談）						情報交換会 児童との面談実施
	二者面談（希望する保護者面談）						
1 月							情報交換会
2 月							情報交換会
3 月	気になる子どもの引継ぎ						情報交換会